



平成18年1月30日

各位

会社名 株式会社東京機械製作所  
代表者名 代表取締役社長 芝 則之  
(コード番号: 6335 東証・大証第1部)  
問合せ先 取締役海外営業本部長 森本 忠  
(TEL 03 - 3451 - 8141)

## 米国 1916 年反ダンピング法訴訟の控訴審判決について

当社及び当社の米国現地法人 TKS (USA), Inc. は、平成12年3月米国の輪転機メーカー Goss International Corp. (以下、米国ゴス社) により、1916年反ダンピング法に基づく損害賠償請求を米アイオワ州北区地方裁判所に提訴され、平成15年12月同地裁より陪審判決として総額31.5百万ドル及び関連弁護士費用相当額の賠償命令を受けましたが、この賠償命令額の約85%は当社が受注していない契約に基づくものでした。

当社及び当社の米国現地法人 TKS (USA), Inc. はこの判決を不服として、公判のやり直しを申し立てましたが、平成16年5月当社の申し立てが却下された為、平成16年8月米国連邦第八巡回控訴裁判所へ控訴致しておりました。

世界貿易機構 (WTO) が、1916年反ダンピング法は WTO 反ダンピング協定に基づく米国の国際的義務に反するとの決定を下してから4年後の2004年になって漸く、同法は米国議会で廃止されました。この1916年反ダンピング法の競争阻害影響を問題視した欧州連合 (EU) は、当社がうけた陪審判決のわずか2週間後の2003年12月15日、同法により損害を被った欧州企業に米国の裁判所により査定された損害額の返還を求める訴訟を EU で提訴できる法律を制定しました。日本に於いても同様に、当社のような日本企業が1916年反ダンピング法に基づく訴訟の結果として被るいかなる損害額及び弁護士費用負担額の回復を図る訴訟の機会を与える法律『損害回復法』が、2004年12月制定、施行されております。

今般、平成18年1月23日、米国連邦第八巡回控訴裁判所はアイオワ州北区地方裁判所の陪審判決を支持する旨の判決を下しました。当社にとってこの判決は承服しがたいものであり、同控訴裁判所に対して再審請求手続をとる予定であります。

当社は米国第八巡回控訴裁判所のこの判決に失望したのみならず、とりわけ同判決が、米国ゴス社の営業損失や生産工場の閉鎖は当社の営業活動に起因するものではなく、米国ゴス社の経営そのものに原因があり米国新聞業界に於ける同社の不評がそれを物語っているとの主張を採用し、新たな公判を命じなかったことに対し極めて遺憾と考えております。

当社と致しましては、この公平な競争を阻害する 1916 年ダンピング法に基づく一連の訴訟につきまして米国及び日本の法手続に於いて万全の措置をとって参る所存です。

世界一流の最先端輪転機技術とサービスを、米国を含む世界の新聞業界へ提供しつづける当社の方針に変更はございません。これは当社の 130 年以上に及ぶ歴史が証明するところであり、その現在に至るまでの約 30 年間には米国の多数の一流新聞社とのお取引の歴史も含まれております。競争は革新の活力源であり、お客様をはじめ新聞業界総てに資するものであることを当社は確信しております。

以 上